

◎新潟県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年4月11日

新潟県魚沼地域振興局長

1 退任

理事 魚沼市古新田23番地20 大平 悦子  
(理事長)

退任年月日 平成29年3月31日